

平成30年3月21日

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする。）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人わらべ
- (2) 代表者 代表理事 南 裕樹
- (3) 所在地 大阪府守口市藤田町一丁目15番9号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 名称 ピープルソリューション東大阪
- (2) 事業種別 就労継続支援B型
- (3) 所在地 東大阪市宝持二丁目2番7号
HY宝持マンション101、203、204
- (4) 指定年月日 就労継続支援B型：平成29年2月1日

3 指定の取消の年月日

平成30年3月31日

4 処分の理由

(1) 人格尊重義務違反（法第50条第1項第2号）

少なくとも5名の利用者に対し、平成30年1月25日に支払うべき工賃の一部又は全額が支払われていない。また、退所した利用者1名に対し、退所月の工賃の全額及び工賃から天引きされていた積立金の清算・返金が行われていない。

(2) 運営基準違反（法第50条第1項第4号）

- ・管理者兼サービス管理責任者が従業者及び業務の一元的管理を行わず、その責務を怠った。
- ・管理者兼サービス管理責任者は、平成29年2月の新規指定時から監査開始時（平成29年12月）までの間、全ての利用者に対し就労継続支援B型計画の作成に係る一連の業務を怠り、当該計画を作成していなかった。

(3) 不正請求（法第50条第1項第5号）

- ・平成29年2月の新規指定時から同年12月までの間、全ての利用者に対し就労継続支援B型計画の作成に係る一連の業務を怠り、当該計画の作成を行っていなかったにもか

かわらず、所要の減算を行わず訓練等給付費を不正に請求し、受領した。

- ・利用者の欠席時に利用者又はその家族等に行った相談援助等の内容について記録を行わず、欠席時対応加算の算定要件を満たさないにもかかわらず、当該加算を不正に請求し、受領した。

(4)障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為(法第50条第1項第10号)

- ・当該法人は事業所建物について、所有者との間で賃貸借契約を締結していないにもかかわらず、架空の賃貸借契約書を本市に提出し、事業者の指定を受けた。また、契約上の賃借人が建物の明渡しに同意するなど、今後のサービス提供に支障をきたしている。
- ・勤務予定のない者を無断で勤務体制及び勤務形態一覧表に職業指導員として記載し、本市に提出し、事業者の指定を受けた。

5 事業者に対する経済上の措置

| | |
|--------------------|----------|
| 【東大阪市】訓練等給付費に係る返還額 | 697,105円 |
| 加算額 | 272,377円 |
| 合計額 | 969,482円 |

東大阪市福祉部障害者支援室

TEL 06-4309-3187

FAX 06-4309-3813